

2019年4月17日
株式会社みずほ銀行

人民元クリアリングサービス分野における 中国銀行（Bank of China）との業務協力覚書の締結について

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）は、本日、中国銀行（Bank of China）との間で、日本における人民元クリアリングサービス分野（※）における相互協力を目的とした覚書（以下「本覚書」）を締結しました。

中国銀行は、1912年に設立された中国の4大国有商業銀行の一つです。2018年5月の日中首脳会談において、日中金融協力の一つとして、日本での人民元クリアリング銀行設置について両国間で合意がなされ、同年10月に中国銀行東京支店は中国人民銀行よりオフショア人民元クリアリング銀行に指定されました。

本覚書の締結により、〈みずほ〉は、日本における人民元クリアリングサービスのニーズのある金融機関等に中国銀行東京支店を紹介するほか、人民元国際化促進のために定期的に人民元市場に係る情報交換を行います。

〈みずほ〉は、本覚書の締結を通じて、東京オフショア人民元決済業務の発展に貢献していきます。

以 上

（※）日本の金融機関等がクリアリング銀行である中国銀行東京支店に開設した口座で人民元決済を行えるようになるサービス。

これまでと異なり、中国本土や香港で決済する必要がなくなるため、日本の人民元市場の流動性拡大や人民元決済の利便性向上が期待されます。